

京都老人福祉協会の求職者等セクハラ防止方針

社会福祉法人 京都老人福祉協会（以下「当協会」という）は、求職者等へのセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という）を防止することに努めます。また、この方針は求職者等と接する当協会の全事業所に適用します。

1. 求職者等へのセクハラとは

当協会職員による性的な言動により求職者等による求職活動等が阻害されることをいいます。求職者等には、採用活動に参加する者や実習生を含みます。性的な言動には性的な内容の発言および性的な行動を含みます。

2. 基本方針

求職者等へのセクハラは、個人の尊厳を不当に傷つける許されない行為です。当協会は求職者等へのセクハラを一切容認せず、これを行った者に対しては、就業規則等に基づき厳正に対処いたします。

3. 面接および面談等のルール

・時間および場所

原則就業時間内（8:30～17:30）に法人内事業所内で実施します。

・実施体制 原則法人側は2名以上で対応します。

・連絡手段 職員私物の携帯電話でやり取りは行いません。また、SNS のダイレクトメール等は利用せず、法人のメールアドレスを使用します。

・その他

原則法人側は2名以上で対応しますが、やむをえず1対1となる場合、密室・個室での面接および面談は行いません。

4. 求職者等の相談窓口

求職者等からの被害相談についての以下相談窓口を設置します。

「管理部 人事採用窓口(075-641-6625)」

また、当協会は相談におけるプライバシーを厳守し、相談したことを理由として採用選考における不利益な取り扱いは一切行いません。

本ポリシーは当協会のホームページ(情報公開)にアップいたします。

令和8年9月10日制定